

## 千葉県歯・口腔保健審議会議事録

### 1 日時

平成23年3月9日（水） 午後3時8分から午後4時10分

### 2 場所

プラザ菜の花3階菜の花

### 3 出席者

丹沢秀樹会長、浅野薫之副会長、岡部明子委員、松永敏子委員、竹蓋佐和恵委員、澁川彰子委員、久保美和子委員、川村孝志委員、湯浅和子委員

(事務局)

戸谷健康福祉部長、山崎健康づくり支援課長 他

### 4 次第

(1) 開会

(2) あいさつ

(3) 議題

ア 千葉県歯・口腔保健計画（案）について

(4) 報告

ア 8020運動推進特別事業について

(5) 閉会

### 5 議事

#### ○事務局（早川健康づくり支援課食と健康・がん対策室長）

大変お待たせいたしました、申し訳ございません。戸谷部長が、前の会議が長引いているようですので、会議の方を始めさせていただきたいと思っております。

ただいまから千葉県歯・口腔保健審議会を開催いたします。委員の皆様につきましては、お忙しい中御出席いただき、ありがとうございます。私は本日の司会を担当いたします健康づくり支援課の早川と申します。よろしく願いいたします。

県の審議会は、原則公開ということで、第1回・第2回の審議会もそうだったのですが、傍聴者の方、あるいは報道関係の方等が、会議に出席させていただいておりますことを報告いたします。後程、本会議の議事録などにつきましても、県のホームページなどに、掲載させていただくことになっておりますので、

予め御了承お願いいたします。

続きまして、配付資料の確認をお願いいたします。

- 1 会議次第
- 2 座席表
- 3 千葉県歯・口腔保健審議会会議資料
- 4 千葉県歯・口腔保健計画（案）の概要、これはA3の1枚でございます。
- 5 千葉県歯・口腔保健計画（案）
- 6 リーフレット 二つ折り 千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例の啓発用
- 7 リーフレット 三つ折り 千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例の啓発用
- 8 平成22年度1歳6か月児、及び3歳児歯科保健アンケート  
千葉県児童生徒歯科保健実態調査報告書
- 9 平成21年度市町村歯科健診（検診）実態把握調査報告書

以上ですが、もし資料等不足がございましたら、事務局までお申し出ください。

それでは、会議に先立ちまして、健康福祉部の戸谷部長から、御挨拶申し上げます。

#### ○戸谷健康福祉部長

戸谷でございます。よろしくお願いいたします。もう3月に入りました。年度末でございますが、皆様大変お忙しい中、御出席賜りまして、ありがとうございます。前回1月7日に第2回ということで、私どもは計画の素案をお示しさせていただき、御意見を賜りました。その後各分野から、市町村の皆様方やパブリックコメントから御意見をいただき、計画案を作りました。今月中に計画を公表予定ということでございますので、ぜひまた、皆様方の御意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

この計画は、初めての計画でございます。私どもも本当に大事にさせていただいて、皆様方が地域歯科保健事業の様々な分野で、お取り組みいただくこともお願いを申し上げまして、私からはお願いと、本日の会議で、皆様方の御意見を賜り、いい計画が出来上がっていくことを、祈念申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

#### ○事務局（早川健康づくり支援課食と健康・がん対策室長）

本日の出席の委員ですが、委員定数15名のうち、9名御出席と伺っております。千葉県行政組織条例の規定によりまして、委員の半数以上の御出席をいただいておりますので、会議が成立していることを報告いたします。出席委員の御紹介につきましては、お手元の座席表にて代えさせていただきます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。本審議会は規定によりまして、会長が会議の議長を務めるということになっておりますので、丹沢会長、これより進行をよろしくお願いいたします。

## ○丹沢会長

皆さん、お忙しいところをありがとうございます。早々議事に入らせていただきますが、はじめに本審議会の議事録署名人を、いつもどおり指名させていただきます。久保委員と川村委員にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

まず議題の 1 にあります、千葉県歯・口腔保健計画案について、お諮りします。皆さんの机上配付されております、会議資料の表紙をめくりまして 1 ページ目に、鈴木知事からこの案について、諮問を受けております。3月8日に、正式に諮問を受けているということ、一応御了承ください。事務局からこのことについて、詳しく説明をお願いいたします。

## ○事務局（山崎健康づくり支援課長）

健康づくり支援課長の山崎でございます。私の方から、千葉県歯・口腔保健計画案について、御説明をさせていただきたいと思っております。まずこの千葉県歯・口腔保健計画案でございますが、前回第 2 回の当審議会で、パブリックコメントにかけられる段階の案を、御審議いただいておりますので、本日はそのパブリックコメント後の変更点のみに絞って、御説明をさせていただきたいと思っておりますが、実際の変更箇所の説明に先立ちまして、関連の状況を先に、御説明をさせていただきたいと思っております。

ただいま会長の方から、御指摘いただきました諮問書の入っております資料、千葉県歯・口腔保健審議会会議資料を御覧いただけますでしょうか。1 ページ目が諮問書になっておりますが、1 枚開いていただきまして、3 ページ目を御覧いただけますでしょうか。千葉県歯・口腔保健計画案に関わる、意見募集の結果についてでございます。1 番目として、パブリックコメントの結果の概要を、記載をさせていただいております。

閲覧の方法は、ここに記した方法で、今年の 1 月 26 日から 2 月 21 日までの間、パブリックコメントを募集させていただきました。御意見は 5 名、歯科の団体の方からいただいております、歯科医療、あるいは歯科保健を専門とする専門職の方々からの御意見が多かったというところでございます。

延べの意見数としては、25 件のご意見をいただいたとおりでございまして、その内容につきましては、1 枚めくっていただきまして、4 ページ目から御意見を整理をさせていただいた形で、掲載をさせていただいております。本日は、

この中で御意見に伴って、計画案に反映をさせていただいたところを中心に、御説明をさせていただきたいと思っております。

資料の 6 ページですが、整理上の番号でつけました通し番号の、1 番上の段ですが、8 番という御意見がございます。こちらについては、第 4 節の母子の歯・口腔の健康づくり対策、妊産婦・胎児のところにつきまして、口腔の発達や、歯が生えてくる前から、保護者への歯科保健指導が大変大切であるということから、胎児の歯の形成に望ましい食生活や、出生後の口腔の発達等に関する歯科保健指導も、充実した方がいいのではないかと御意見でございます。

御意見に基づきまして、施策のところの表現に、反映させていただいたところでございます。具体的な反映内容は、後程計画案のところ、御説明をさせていただければと思っております。

その下の 11 番のところでございます。ハイリスク児に対する予防処置、具体的にどのようなものか、分かるようにしたらいいのではないかと御意見をいただきまして、こちらも本文の最後に、資料編ということで、用語解説を設けたところがございます。

また、12 番の意見につきましては幼児、4 歳から 5 歳のところで、第一大臼歯という、初めての永久歯が生えてくるところでありますが、この永久歯の記載についての、専門的なお立場からの御意見というふうに、受け止めております。ここも御意見に基づきまして、表現を工夫させていただいたところがございます。

次に 7 ページ目の 1 番上、13 番の御意見でございます。これも同じく幼児のところで、永久歯の萌出が始まって、定期的な健診が重要になってくる時期で、かかりつけ歯科医ということについて、触れるべきではないかと御意見をいただきまして、記載について、反映をさせていただいたところがございます。

主にパブリックコメントに基づきまして、計画案の記載を、変更あるいは反映させていただいたところは、以上でございますが、それぞれいただいております御意見については、計画の他の部分で触れさせていただいたもの、あるいは計画案というよりも、今後の施策の中で、検討させていただくべき御意見といったようなものも、多数頂戴をいたしました。今後これらいただいた意見を、反映したもの、あるいはできなかったものも含めて、私ども施策の実施上の参考に、させていただきたいと考えております。

戻りまして、3 ページ目をもう 1 回御覧いただけますでしょうか。パブリックコメントについては、以上でございますが、前回の第 2 回の審議会でも、パブリックコメント以外にも、なるべく多くの県民の方から、意見をお伺いすべ

きであるという御意見を頂戴いたしました。そちらについては、2 のところに記しました。

1 点は2月の20日、これは県と県の歯科医師会さんと共催という形で、行わせていただきました千葉県歯科医学大会、この県民公開講座におきまして、時間をいただきまして、条例、計画案の概要の説明ということと、併せてアンケートということをさせていただきました。

その他、市町村の協力を得まして、歯科保健事業の会場等におきまして、保護者の方、あるいは児童から、アンケートに御協力をいただいております。31市町村等からは、1,883名、2つの小学校、2つの中学校から781名ということで、アンケートに御協力をいただいております。アンケートの結果の概要については、後ほど、御説明をさせていただきたいと思っています。これまでがパブリックコメント等の状況でございます。

先ほど資料のところでお説明をいたしました、調査の報告書を2点付けさせていただきます。ピンク色の表紙の冊子になっております方が、22年度の1歳6か月児及び3歳児の歯科保健アンケートということでございまして、こちらについては、1枚開いていただきまして、下に1ページというところに、調査の概要を記載しております。1歳6か月児、3歳児につきましては、昨年、平成22年の11月に、実施された市町村の1歳6か月児、3歳児歯科健診を受診した保護者の方に対する、調査ということでございます。

もう1点は、県内の公立小学校の第1学年と第4学年、また、公立中学校の第1学年、県立高等学校の第1学年ということで、こちらは学校抽出ということですが、それぞれの児童・生徒に対する調査ということでございます。

本日はお時間の都合もございまして、この調査の内容の説明については、省略をさせていただきたいと思いますが、いくつかの調査結果を、計画案のところに新たに加えさせていただきましたので、そのみ後程、御説明をさせていただきます。

もう1点が、白い表紙で止めてあります、平成21年度市町村歯科健診実績把握調査報告書というものでございます。こちらにつきましては、2枚開いていただきますと、3ページ目に調査の概要を、記載させていただきます。

これは市町村が、平成21年度に実施をいたしました歯科健康診査、ただし、1歳6か月児、3歳児の歯科健診は除いております。ですので、成人等も含めた歯科健康診査の結果から、歯科疾患の状況や、歯科保健医師の状況といったものを、まとめたものでございます。

こちらについても、計画案の方に載せたもののみ、後ほど御説明をさせていただきたいと思っております。パブリックコメントや、今年度を実施いたしました、あるいは集計のできました、新たな調査結果といったところに基づき

まして、前回御審議いただきました千葉県歯・口腔保健計画案に、若干の修正を加えさせていただいております。

それでは、お手元の千葉県歯・口腔保健計画案の資料を御覧いただけますでしょうか。こちらについて、変更箇所のみ、御説明をさせていただきます。まず第2章の「目標」でございますが、6ページ目をお開きください。乳幼児のむし歯等の目標ですが、健常児につきまして、先ほどの21年度の調査、また22年度の歯科保健実態調査、それぞれ直近の数字、把握しえたものに、現状の数字を書き換えております。

1点この段の1番下の、毎日保護者が、仕上げ磨きをする習慣のあるものの増加というところがありますが、この目標について、現状が新たに把握し得たものが96.7%と、非常に高い実績がございました。ですので、目標を上方修正いたしまして、100%ということにさせていただいたところでございます。

7ページをご覧ください。こちらにつきましても同様に、平成21年度の歯科保健実態調査のデータに基づきまして、真ん中辺りの児童・生徒における歯磨剤、歯磨き粉使用者の割合の増加、その実績、また、週1回以上、鏡で自分の歯や歯肉の状態を、観察する習慣の増加、歯間部清掃用器具を使用している者の割合の増加というところ、それぞれ新しいデータに基づきまして、現状を書いております。

また、児童・生徒の歯磨剤使用者の割合も、御覧いただきますように、非常に高い実績でございましたので、こちらも目標を100%ということで、上方修正をさせていただいたところでございます。8ページの成人・高齢者の歯周病予防、歯の喪失防止の目標については、前回と変更はございません。

次に第3章の「歯・口腔保健の現状と課題」についてでございます。少し記載について、数字を基に変更したところがございますが、全体を通じまして変更点には、基本的にはアンダーラインを、使用させていただいております。この中で、新しい図表についてのみ、御説明申し上げます。

13ページをご覧ください。(2) 歯垢・歯肉の状態ということですが、これは児童・生徒の歯垢や歯肉の状態につきまして、21年度の児童・生徒定期健康診断結果、学校で実施をされております定期的な歯・口腔の健康診断でございますが、この結果が直近のものが入りましたので、示させていただいております。

歯垢の状態は、ほとんど付着なしが小学校だと89.3%、中学校83.4%、高等学校が84.2%ということでした。歯肉の状態も異常なしが、小・中・高それぞれ92.7・85.5・87.7という結果でございました。

14ページを御覧いただきまして、成人・及び高齢者の歯周疾患、歯の喪失の状況で、(1) 歯周疾患の状況について、これも21年度の市町村歯科健診実績

把握調査に基づきまして、差し替えさせていただいています。これは進行した歯周炎を有する人の割合ということで、40歳以上ということで、年代に応じたグラフにさせていただいております。

次に17ページでございます。これについては、22年度千葉県歯科保健実態調査に基づきまして、1歳6か月児、3歳児、それぞれ保護者の子どもの歯の健康についての心配事ということで、その項目別に載せております。歯磨きに関することが、1歳6か月児、3歳児とも1番多く、次は歯の生え方といった結果になってございます。

19ページでございます。(4) 歯の健康についての悩みや、気になることということで、先ほどと同じように、小・中・高のそれぞれ児童・生徒が、どういふことで気になっているかということでございます。歯並びが1番多く、小学校4年生では、歯に物がはさまるといふこともございました。

20ページでございます。これはフッ化物洗口の自治体の実施状況ということですので。22年3月現在の、県内市町村のフッ化物洗口実施状況ということで、22年の3月では、12市町村内の98施設で、フッ化物洗口を実施されておまして、実施人数は7,992人ということでございました。第3章の現状と課題への主な前回からの変更点は、以上でございます。

第4章「施策の方向」での変更点を、御説明させていただきます。資料を飛びまして、33ページを御覧いただけますでしょうか。母子の歯・口腔の健康づくりに対する妊産婦、及び胎児というところでございます。施策の方向の下から2つ目の○でございますが、先ほど御説明させていただきました、パブリックコメントの御意見に基づきまして、下線の部分、乳歯の歯垢清掃や、噛む力、飲み込む力の育成等の保健指導も、充実させますというところの記載を、新たに加えさせていただいたところでございます。

次に35ページでございます。1歳から3歳の幼児に関するところですが、施策の方向の2番目の○、こちらはハイリスク児という表現を使っておりましたが、そこを具体的にした方が、分かりやすいのではないかとということで、ハイリスク児の後に、括弧として、むし歯になりやすい、また多発しやすい可能性のある児童ということで、記載をさせていただいたところでございます。

その次のページ、36ページでございます。4歳から5歳の幼児ですが、まず現状と課題の1番上の○で、これはアンダーラインを忘れたのですが、1番最後の行に、将来的に他の歯と比較して、抜歯に至ることが多いですということで、将来的にということ、加えさせていただきました。

これはパブリックコメントの中で、抜歯に至ることが多いというのが、必ずしもこの時期に、多いということではない。将来的にこの第1大臼歯が、抜歯に至ることが多いという御指摘がありましたので、将来的にということで、入

れております。

また、施策の方向の 1 番目の○ですが、これもパブリックコメントなどのご意見を基にしました。家庭や地域のかかりつけ歯科医等との連携の強化を図っていきますという表現を、加えさせていただいたところでございます。

第 4 章のところの、施策の方向の記載のところについては、若干のてにをはで、意味をより明確にするというところでは、適宜修正をさせていただいておりますが、内容に関わるような修正点は、以上でございます。

この計画案の後ろの方、54 ページをご覧くださいませでしょうか。こちらは資料編ということで、載せておりますが、先ほどパブコメと並行して、実施をいたしました県民アンケート調査結果の概要ということで、こちらへ記載をさせていただきます。

1 番が一般の方なのですが、子どもの歯科健診、保健指導の保護者さんということですので、この上に書きましたように、女性が 88.6%、年齢別には、30 代の方が 44.5%、20 代の方が 15.0%ということで、小さなお子さんの保護者の方が、多くなっていきます。

そういったことも反映して、歯や口の健康について、望むことという中では、乳幼児のむし歯予防対策の充実、児童・生徒のむし歯予防対策の充実といった問題が、多くなっているところでございます。

55 ページにつきましては、児童・生徒を対象に、調査を行いました結果でございます。歯や歯ぐきの健康について、注意していることという中では、食事の後の歯磨きや、口を漱ぐというところがあり、また、よく噛んで食べるという答えが、50%ございました。歯や口の健康について、県などの公的機関に望むことということでは、当然小・中学生ですので、小学生や中学生のむし歯予防を充実してほしいという意見が、1 番多かったところでございます。

次に 56 ページでございますが、用語解説ということで、専門的な用語と思われるようなところにつきまして、50 音順という形で、解説を加えさせていただいております。

若干戻りまして、52 ページを御覧いただけますでしょうか。ここは特に変更はないのですが、生涯を通じた、歯・口腔の健康づくり対策の概要ということで、資料にさせていただきます。計画案の変更点については、以上でございます。

もう 2 点ほど。先程の最初のパブリックコメントの、結果を記しました会議資料の方をご覧ください、こちらの 10 ページをご覧くださいませでしょうか。こちら前回の審議会でも、県の歯科保健関係の予算について、御意見をいただきましたので、23 年度の当初予算、ただいま県議会開催中ではございますが、22 年度との対比の形で、お示しをさせていただいております。



主なところを御説明させていただきますと、1枚目の普及啓発のところ、3つ目に千葉県歯・口腔保健計画の印刷ということがございます。予算額が115万5千円ですが、これは本日お諮りをさせていただいております、歯・口腔保健計画が出来上がりましたら、冊子の形にして、広く配布させていただくための予算でございます。

次の8020運動推進特別事業。事業そのものは、今年度も実施をしているところですが、予算額、これは国庫補助事業でございますが、一応県の予算では、23年度1,900万円ということで、対前年度から増額ということで、要求をさせていただいております。

真ん中の在宅歯科保健医療の推進につきましては、在宅歯科診療設備整備事業という歯科診療所へ対します訪問用歯科医療機器の整備というのがございまして、こちら22年度、970万2千円から1,900万円ということで、増額の予算ということになっています。

その下ですが、在宅歯科医療連携室整備事業、歯科医療に関します在宅の歯科医療の連携を、円滑に進めるための歯科医療連携室というものを、整備する事業でございますが、800万円ということで、計上をさせていただいたところでございます。

その下のカテゴリの障害者及び難病等の歯科保健サービスでございますが、真ん中、心身障害児者歯科保健巡回診療指導事業の、ワゴン車の購入ということで、ビーバー号が大きな車ですが、そういったものが入れない、道が狭いような時等に、このワゴン車を活用しております、ワゴン車が古くなりましたことに伴う更新ということで、予算を計上しております。以上が主なところでございます。

最後の体制の整備で、今年度国が行います歯科疾患実態調査でございまして、これに千葉県としても協力するということから、49万4千円、予算を新たに計上しているということでございます。以上23年度の予算についてでございます。

計画案に関して、最後の説明ですが、先ほど資料確認のところでもございましたが、千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例、周知・啓発のためのリーフレットやパンフレットを、作成させていただきました。

こちらにつきましては、小さい方のリーフレットについては10万部、A4サイズのものについては1万部を印刷をいたしまして、既に県内の全市町村と、県歯科医師会さん、県歯科衛生士会さん、県歯科技工士会さんの方には、それぞれお配りをさせていただいたところでございます。

まだ、私どものところに、若干の部数もございますので、もし委員の皆様のお所属のところ等で、配付をしていただけるようなことがございましたら、私

ども健康づくり支援課の方に、お申し付けいただければと思います。以上で歯・口腔保健計画案の説明を、終わらせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

#### ○丹沢会長

ありがとうございました。事務局から、御説明いただきましたことについて、何か御質問や御意見とか、ございませんでしょうか。委員の皆様どうでしょう。一応パブリックコメントとか、アンケートとか、前回の審議会で出たことを、参考というか基にして、かなりの改善が図られておりますので、私の方は、それをチェックしております。皆さんのおかげで、良いものになっているのではないかと考えていますが、まだ気が付かないこととか、あると思いますので、もしございましたらどうぞ。

この案が、今日皆様が御賛成していただくと、本案が適当であるということで、諮問に対して、知事に答申をさせていただくという形になりますので、何か気が付いたことがあれば今御指摘いただきたいと存じます。

#### ○浅野副会長

33 ページにある歯口清掃という言葉があるのでしょうか。

#### ○岡部委員

市町村が使っているそうです。

#### ○浅野副会長

そうですか。前の素案では、口腔清掃状況を使っているのですが。

#### ○丹沢会長

市町村では使っているということですが、解剖学的事実を考えると、歯と口腔の清掃という平易な言い方の方が、正しいと思うのですね。表現の問題ですが、そういう御指摘だと思うのですね。いかがでしょうか。それほどこだわることはないと思うのです。表現については、そうしましたら、解剖学的な感じで、歯と口腔の清掃という、平易な言い方にさせていただきますか。というのは、県民の方が、多分その方が分かりやすいかなと、そういう感じがします。できるだけ平易な表現の方がいいかと。

#### ○岡部委員

そうですね。条例の名前にも沿いますよね。

### ○丹沢会長

ではそういうことで、すみません、そこはそういうふうに直させていただきます。他にいかがでしょうか。

### ○川村委員

私は保険者側なので、詳しいことは分からないのですが、前回見たものと比べて、非常に分かりやすくなっているなというのはすごく見て感じました。1つだけ質問として、30 ページに事業者・保険者の役割とあります。これは難しいことだと思うのですが、保険者なり事業主みたいなものは、何をするかというのが、ただ一般論だけでいいのかなと。

具体的には難しいのですが、もう少し表現があるといいのだが。ただ、あれもこれもというのは、難しいには難しいでしょう。何かそこが、何をすればいいのだみたいな、若干ぼやけているんじゃないかという気がしたのです。これで悪いとは思いませんが、まずはスタート時点ですので、もう少し具体的な何かがあればいいのだろうが、そこまで制約もできないという。いろいろなことがあるとは思いますが、一応そう感じたところです。

### ○丹沢会長

これも今おっしゃっていただいたように、非常に難しいと思うのですよね。ただ、このことを記載しておけば、後でいろいろなことが可能になるということですから、いい表現があればですが。

### ○川村委員

あえて、どうこうということは求めませんが。

### ○丹沢会長

表現として、私も考えたのですが、結構ぎりぎりの表現というか、強制することもできませんし、皆さんで努力しましょうという形で、その中でまた、具体的な計画が書いてあれば、将来が生まれる可能性があるという話になります。ひとまず、こういう表現でよろしいですか。すみません、ありがとうございます。

前回までのものを修正したのですが、特に皆さんに異存がなければ、これを適当であるということで、答申させていただこうかと思うのですが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、特に大きな異論がないようですので、適当である旨を、答申させていただくことにしたいと思います。

今後のスケジュールについては、事務局の方から、御説明いただきたいと思  
います。

#### ○事務局（山崎健康づくり支援課長）

計画の今後のスケジュールでございますが、ただいま答申いただきました千  
葉県歯・口腔保健計画につきましては、今後内部の手続き、具体的には決裁を  
とらせていただくということで、知事の御決裁をいただきまして、今月中を目  
標に計画を決定、公示という形で、手続きを進めさせていただきたいと考  
えております。

実際の印刷物にするところについては、先程予算のところ、御説明させ  
ていただきましたように、来年度の予算を確保しているところでございますので、  
4月以降早急に、進めさせていただきたいと思っております。もちろん、委員  
の皆様のところには、製本したものをお送りさせていただきますが、こちらに  
ついては必要がありましたら、今後私どもの方に、御指示をいただければと思  
います。以上です。

#### ○丹沢会長

ありがとうございます。それでは報告事項になりますか、8020運動の推進  
特別事業について、事務局の方から、御説明をお願いしたいと思います。

#### ○事務局（山崎健康づくり支援課長）

それでは、報告事項の8020運動推進特別事業について、御説明をさせてい  
たきます。先ほどパブリックコメントの結果を載せておりました会議資料を、  
御覧いただけますでしょうか。ページ数は、こちらの方の11ページにあります。  
A4の縦の千葉県歯・口腔保健審議会会議資料と書いたものでございます。

この8020運動推進特別事業というのは、いわゆる国庫、国の補助事業でござ  
いまして、県民の歯科疾患予防等、歯の健康の保持を推進させる観点から、  
8020運動、80歳になっても、自分の歯を20本以上残そうという、この8020運  
動にかかる政策的な事業を行うということで、各都道府県が、その地域の実情  
等に応じて、歯科保健事業を推進するための事業でございます。

ここに記しております22年度について、千葉県については、大きく4つの事  
業を進めているところでございます。これは第1回目のこの審議会でも、簡単  
に御説明をさせていただいたところでございます。

1番目が、障害児の摂食・嚥下の指導、これに関します調査研究事業という  
ものでございます。2番目が、要介護者等の同じく摂食・嚥下指導普及事業、3  
番目が、予防のためのフッ化物洗口普及事業、4番目が、病院入院患者口腔ケ

ア普及推進事業ということでございます。

こちらについては、12 ページにございますように、昨年6月に、企画提案書を出していただきまして、実際の委託をする事業実施者を公募するというところで、進めてまいったところでございます。22年度委託をさせていただいております事業者名が、4番のところに記載をさせていただいております。

障害児の摂食・嚥下指導については、千葉県歯科医師会、要介護者等摂食・嚥下指導普及事業については、こちらに記載をいたしました5つの病院、ないしは地区歯科医師会、フッ化物洗口普及事業については、千葉県歯科医師会と、千葉県歯科衛生士会、病院入院患者口腔ケア普及事業については、こちらにあります病院、または地区歯科医師会に、それぞれ委託をさせていただいているところでございます。

現在の実施状況を、簡単に13ページから、まとめさせていただいたものでございます。1番の障害児摂食・嚥下指導調査研究事業につきましては、こちらに記したとおりでございますが、事業推進委員会を、これまで3回開催させていただいております。障害児の摂食・嚥下に関わります資源調査というのは、そういう摂食・嚥下指導をできる歯科医療機関等が、どのような状況にあるかということについて、把握をしていただいたところでございます。

また、実際に障害児施設等を対象に、食事の摂取状況や、医療機関の連携の希望等を、把握させていただいております。次にありますが、摂食・嚥下指導ということで、3施設でこれまでに、10回の指導を実施しているところでございます。

(2)の要介護者等摂食・嚥下指導普及事業でございますが、それぞれこれは病院、回復期リハビリテーション病棟という、脳卒中とか大腿骨骨折からのリハビリを、主に実施する病院の種別がございまして、そうした病院で、入院されている患者さんの摂食・嚥下、飲み込むことに関する指導やリハビリテーションについて、地域の歯科医師会と連携をして、実施をしていただくということで、主には、病院内の医師や看護師に対する研修です。

医師や看護師につきましても、そういう口腔の摂食・嚥下について、必ずしも十分な知識を持っている場合ばかりではないことから、地域の歯科医師等と専門家をお招きして、院内のスタッフに対する研修の実施といったようなことが主です。また、その他の病院と、地区歯科医師会の連携ということで、連携をし、その活用といったようなことも、入っております。

次に14ページをご覧ください。(3)のフッ化物洗口普及事業でございますが、アの千葉県歯科医師会さんの方では、県内の特別支援学校へ、フッ化物洗口に対する推進体制を構築しようということで、事業推進委員会を5回、また各学校における説明会や研修会を、同じく5回開催いただいたところござい

す。

イの千葉県歯科衛生士会さんの方におかれては、福祉作業所等の障害児者の施設におきまして、フッ化物洗口の普及ということで、こちらも推進委員会を8回、説明会・研修会を5回ということで、開催をしております。

(4)の病院入院患者口腔ケアの普及推進事業については、こちらは例えばがんとか、糖尿病の患者さんですと、口内炎等々の、あるいは口腔清掃、口腔内の感染症といったようなことが、合併症として、問題になってまいります。

こちらも、地域の歯科医療機関等との連携構築と、院内のスタッフに対する研修ということが、主になってまいりまして、東京歯科大学市川総合病院から、15ページの千葉市歯科医師会ということで、それぞれ院内の看護師等のスタッフに対する研修と、病院と地域の歯科かかりつけ医との連携ということでの体制整備を、させていただいているところでございます。以上が22年度のこれまでの実施状況でございます。

もう1点、同じ資料の16ページでございます。先ほど23年度の予算のところでも、御説明させていただきましたとおり、23年度につきましても、この8020運動推進特別事業の実施をしていきたいと考えております。今のところ予算につきましても、昨年度より更に増額をいたしまして、1,900万円ということで、実施をできればと考えているところでございます。

現在のところでは、22年度と同様に、大きくカテゴリを1から4の、障害児の摂食・嚥下指導調査研究、それから病院入院患者の口腔ケア普及推進事業ということで、それぞれ大きな項目としては、継続をして実施ができればと考えているところではございます。

今後の中身につきましては、3にありますように、今年の6月上旬くらいに、国庫補助事業でございますので、厚生労働省の方に計画書を提出をし、内示を踏まえまして、夏くらいに公募による事業者の募集決定、事業の実施ということで、進めてまいりたいと考えております。今後この1から4の、22年度と同様の事業でいかとかといったようなことを含めて、本審議会からも御意見をいただければと思っております。

また、22年度の実施状況、説明をさせていただきましたが、今月をもちまして、22年度の実施は、一旦終了ということになりますので、今後この終了しました事業の評価ということについても、この審議会でも、御意見を賜ればと考えているところでございます。以上事務局からの説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

## ○丹沢会長

ありがとうございました。ただいまの御説明に対しまして、委員の方から、

何か御意見はございませんでしょうか。あるいは御質問でも結構です。

#### ○久保委員

単純な質問です。23年の事業の中でというお話があったのですが、病気の人とか、障害者の人達を対象とした事業なのですかね。年をとっても、まだ20本以上歯があるという人達が、フッ素を塗ったらどうだとか、もうちょっとこうやったら、なくなるよとかという指導はないのですか。お年寄りの20本維持するためのという。

#### ○丹沢会長

どうぞ。

#### ○事務局（山崎健康づくり支援課長）

事業の目的といたしましては、8020の趣旨ということですので、御指摘のように、健康な高齢者や成人の方の歯科予防ということも、この事業の趣旨には、かなうとは考えております。

ただ、これまでも県としまして、この8020運動の特別事業ということで、ずっと続けてまいりまして、障害を持たれている方、高齢でも要介護の方の摂食・嚥下のところが、現場でも大きな課題になっているということで、22年度はその辺を中心にした事業を、実施しております。

3番目のフッ化物洗口も、これは小・中学校では、多くの児童・生徒にも行われているところですが、こちらは公募をさせていただいた中で、委託事業者を採択する審査委員会を開かせていただきましたが、そういう中で、障害児や障害者の方を対象とした、フッ化物洗口の事業というところが評価が高くて、このような形になっているところでございます。

また、健康な方への予防というところも、重要でございますが、その辺フッ化物洗口普及等の中で、実施を今後公募の中でそういった提案も、出てくるかなとも思っております。

この8020事業以外でも、高齢でいい歯をいらっしゃる方の、コントロールとか体験談といったようなことも、歯科医師会、また歯科衛生士会の皆さんと連携して、県の方では、進めさせていただいているところでございます。

#### ○久保委員

ちなみに歯医者さんがいるので、どのくらいの年齢から歯がうんと悪くなってくるのか教えてほしいのですが。

## ○丹沢会長

ちょっといいですか。実は学童とか高校生くらいまでは、かなり御両親とか、保護者の方の管理が行き届いていまして、そういう点では、特に小・中学校、う蝕歯の保有率とかそういうのは、ものすごくよくなったわけですね。

ところが、大学以降就職したり、社会人になりますと、まず保護者がいなくなってきて、独立して生活している場合が多くて、非常に難しい面があって、しかも社会的に責任を持っている40代とかで自己管理が非常に難しくなるのですね。

歯というのは、生活習慣の蓄積の結果なので、大体私がいろいろな統計を見ていると、責任を持たされて活動をしているような時期に、きっちりやらないで、歯科医さんなどにも行かなかった後に、数として統計に出ているような気がするのですね。

ただ、60歳くらいまでは収入もあって、歯科医さんにもかかれるのですが、それ以降になると、治療にも経費がかかったりしますよね。そういうことで、実は統計上も、おそらく50代から60代くらいが、今ここにはないのですが、その時に悪化したとは言えないと思うのですが、数字的には悪い数字が、一気に出てしまうことがあるように思っています。

ですから、順番にいくと、独り立ちする時に、どういうふうに自己管理をさせるか、すごく社会的に忙しくて、活躍しているときの予防や管理や、治療をどういうふうによくやってあげるか。それから、将来に不安が残るような、すごく生活が変わる時期に、経済的なこと、低収入の問題とか、いろいろなことがあるでしょうが、そういう状況が変わる時に、どうやってそれを支えてあげるかというところが、大きなポイントなのではないかと思うのです。

あくまでも私が統計をいろいろ見て、抱いている印象ですが。お答えになっていないかとも思いますが、すみません。健常者といわれている普通の方の場合には、いろいろな生活パターンとか、社会的なそういった生活様式の変化とかで、結構こういう事業をモデル事業でやるのは、難しい部分があるかと思えます。

## ○岡部委員

追加でよろしいでしょうか。その他にも、介護予防の中の一般高齢者の事業等で参加されて。介護予防事業、市町村等でも実施していく中で、一般高齢者の事業というのがございまして、そういう中に、出てくる高齢者の方もいらっしゃいます。

それから、その前の働いている方々に対して、生活習慣病予防を目的に特定保健指導があります。歯科衛生士が関わって実施している事業もございまして、



以前に比べますと、歯科保健指導を受ける方、定期健診を受ける方は増加してきております。

#### ○久保委員

子どもの健診はよく聞きますが、大人はどうですか。

#### ○岡部委員

歯科医院に定期健診を希望されて受診する方は、60歳以上の方が増加している現状がございます。

#### ○浅野副会長

結局ある層までは、健診の機会が、例えば学校とかあるわけですが、それ以降事業所健診ですが、必ずしも実施されていないという現状がありますので。

#### ○久保委員

体の健康の方の健診は、よくやるが、歯の健診はあまりないですね。

#### ○松永委員

ただいま久保委員の方からもいろいろな意見、現状に対して御意見がありました。8020運動というのは、集団で管理されておられる時期から、はずれた人達をターゲットにしたような事業というふうに、考えているわけですね。

相当に対象を絞るのは難しいし、現在行われている様々な事業を全部洗い出して、なおかつ有効な手立てというのと、なかなかこういう場で考えるのは、難しいなという気がいたします。この事業について、23年度分、部会を設けて、検討するという方法ではいかがでしょうか。審議会の下組織として部会を設けて、再度そこで検討していただくということではいかがでしょうか。

#### ○丹沢会長

評価のこととか、いろいろなこともありまして、一般的にこういう場だけで評価するというよりも、部会とかで専門家の手を経たものを、我々がまた見させていただくという方が、おそらく非常によく分かるような気がいたしますが、事務局はどういうお考えでしょうか。

#### ○事務局（山崎健康づくり支援課長）

ありがとうございます。22年度の実施状況を、コンパクトにはまとめたのですが、実際に各事業者の方から、途中報告でもかなりの量で、資料をいただい

ているところでもあります。専門的な内容もございますので、最終的には、この審議会で御評価いただきたいのですが、専門家の方々等で構成するような、そういった部会の方で一旦御審議いただいて、その結果をこちらの審議会で、また御評価いただくということにさせていただければと、事務局としてもそのように考えます。

### ○丹沢会長

先ほども私が申し上げたように、相当に評価やいろいろなことがあります。最終的には、この審議会ですべてをやらなければいけないと思いますが、事務局と松永委員と、私も同意見なものですから、いかがでしょうか。この部会を設置するというところに、御賛同いただければと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、その設置については、私、議長に一任していただいて、また、いろいろ御報告も差し上げるという形でよろしいでしょうか。ありがとうございます。他に何かございませんでしょうか。

### ○久保委員

条例啓発用のリーフレットはすごい可愛いですね。市町村にいつているということだと、市町村にもらいにいけばいいのですか？チーバ君も大好きだし、歯磨きしてるし、6月4日の歯の週間の時に使いたいのですか。

### ○事務局（山崎健康づくり支援課長）

市町村には既にお配りしているのですが、もし委員の皆様から言っていただきましたら、必要な部数を私ども県の方から、直接お渡しさせていただきます。周知に使用していただければ、大変幸いですので、おっしゃっていただければ、部数を届けさせていただきます。

### ○丹沢会長

他に何かございますか。今の部会を設けることについてもそうですが、ディスカッションがしにくい内容になっているものですから、もし何か御要望とか委員の皆様からあったり、質問等ありましたら、私の方とか事務局の方に、メールでも送っていただければ、それはこの会議とは切り離して、会の中の検討事項にするとか、あるいはそれについて検討したり、参考にさせていただくということです。

随時委員の方から、私の方とかに送っていただければ、それには対応いたします。今日は非常に、ディスカッションが少なかったものですから。事業につ

いても、こういうのはどうかということがあれば、積極的に教えていただければ、できるだけことは、相談させていただける形にしたいと思います。それでは、純粹にこの件は、そういうことで御了承いただきます。その他でございます。何かその他で、委員の方ございますでしょうか。

5 時までの予定に対してまだ早いのですが、皆さんも急がしいでしょうから、早く終わるのはいいのですが、後でこんなことも言っておけばよかったとか、あるいはこんなことも検討して欲しいということが出てくると困るので、よろしいでしょうか。

このことについても、また、私の方でも事務局の方でも、御連絡いただいて、何かあれば、それにちゃんと対応させていただくということで、常時対応するようにいたします。そういうことで御了承いただいて、もしないようでありましたら、会を終了させていただこうかと思うのですが、よろしいでしょうか。

本審議会は 3 回というように、回数としては短かったのですが、実はそれぞれの会議の準備と実施について、事務局の方にも皆さんにも、多大な御努力と支援をしていただきました。心からお礼申し上げます。それでは、進行の方を事務局の方に、お返しいたします。どうもありがとうございました。

#### ○事務局（早川健康づくり支援課食と健康・がん対策室長）

以上もちまして、千葉県歯・口腔保健審議会を終了させていただきます。委員の皆様、御審議ありがとうございました。